

○臨界防止を目的とした誤配置防止措置の運用について

1. はじめに

臨界防止を目的とした誤配置防止措置について説明する。

なお、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事に伴い領域管理上の対象をウラン・プルトニウム混合酸化物燃料に限定する記載の適正化を行うが、誤配置防止措置の具体的な運用に変更はない。

2. 臨界防止を目的とした誤配置防止の措置の具体的な運用

使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事後においても従来通り以下の運用を行う。

- ・原子炉から使用済燃料ピットへの燃料取出し時や使用済燃料ピット内で燃料を移動させる場合等には、保安規定に基づき実施計画を作成し、原子炉主任技術の確認を得て、所長の承認を得る。

実施計画においては、臨界防止を目的とした誤配置防止措置として「臨界が防止できることがあらかじめ確認されている条件に基づき収納する」旨を明記の上、取出し後、又は移動後の使用済燃料ピット配置図を添付し、燃料が適切な領域に収納予定であることを確認する。

- ・実際の作業時においては燃料を確実に適切な領域及び位置に収納するために、実施計画を踏まえた手順確認要領書を作成の上、作業を実施する。

以上